

「第四回 世界連邦実現に関する政策提言」について

平成22年10月21日
外務省

9月6日に、世界連邦推進日本協議会より頂きました「第四回 世界連邦実現に関する政策提言」に関し、下記のとおり回答申し上げます。

記

1. 「提言 1. 国会決議に基づく世界連邦建設の立志を鮮明にすること」について

世界連邦の実現につきましても、国際社会の現状を踏まえやすくと容易ならざるものがあると考えますが、我が国としてもその目的である世界の恒久平和に向けて、引き続き積極的に努力して参ります。かかる観点から、我が国は、「核兵器のない世界」の実現に向け国際社会の取組の先頭に立っていく決意です。また、気候変動や生物多様性といった環境問題への取組を主導していく考えです。「人間の安全保障」の考えに沿って、保健・教育等をはじめとした開発支援に、包括的に取組みます。さらに、国連PKOや災害救援活動への積極的な参加等により、平和の構築に向けた継ぎ目のない取組を世界各地に広げて参ります。

政府としては、平成17年8月2日に衆議院本会議で採択された「国連創設及び戦後60周年決議」の理念と決意も踏まえつつ、平和主義と国際協調の精神に基づき、国連を強化するための改革の実現に一層努力しながら、今後も世界の平和と繁栄に貢献していく考えです。

2. 「提言 2. 世界連邦議会への第一歩として国連議員総会の創設を検討し推進すること」について

世界連邦議会の創設については、各国がそれぞれの歴史的経緯・社会的背景に基づき固有の議会制度を有していることから、基本的には各国の議会間の連携・協力を通じて実現するものであると考えます。国連と関係を有する議会関係の国際機関としては、既に存在しているものとして列国議会同盟（IPU：Inter-Parliamentary Union）が挙げられます。同議会同盟は、150か国以上の議会からなる国際機関であり、国連総会においてオブザーバー資格を得ています。また、2002年以降、隔年で国連とIPUとの協力に関する決議が採択されている他、国連とIPUとの間では、毎年国連総会ヒアリングという形で定期会合を持っていると承知しており、こうした取組を通じて国連と各国議

会が協力関係を進め、民主的な新しい秩序を実現する方策について検討を進めることが重要と考えます。

3. 「提言3. 東アジア共同体創設を推進すること」について

豊かで安定し開かれたアジア・太平洋地域の実現は、日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠です。我が国は、日米同盟を外交の基軸としつつ、「東アジア共同体」を長期的なビジョンとして構想し、積極的にアジア外交を推進していく考えです。

「東アジア共同体」構想では、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN+3、ARF、APEC等の既存の枠組みを重層的かつ柔軟に活用し、開放的で透明性の高い地域協力を一步一步着実に促進していく考えです。そのために、貿易・投資、金融、環境、エネルギー、災害救援、教育、人の交流、感染症対策など広範な分野において可能なところから一步一步具体的な協力を進め、日本の経験、技術を活かし、インフラ整備、環境・気候変動等の地域共通の課題解決に貢献して参ります。

4. 「提言4. 国際刑事裁判制度の発展に寄与すること」について

(1) 「ICC加盟国増進のための協力」について

我が国は、昨年3月にインドのニューデリーで国際刑事裁判所(ICC)への加盟促進に関するセミナーをアジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)と共催し、本年3月30日～31日にもマレーシアのプトラジャヤで、マレーシア政府及びAALCOとの共催により、「ICC規程検討会議に関する法律専門家ラウンド・テーブル会議」を開催しました。後者の会議には、ブルネイ、中国、インド、インドネシア、イラン、日本、ケニア、マレーシア、フィリピン、カタール、韓国、シンガポール、オマーン、タイ、タンザニアの計15か国のICC問題又は関連分野の法律専門家が出席し、本年5月31日から6月11日までウガンダのカンパラで開催された規程検討会議の議題につき活発な議論が行われました。開会セッションにおいて、ICCの日本人判事である尾崎久仁子判事が、ICCの刑事司法制度及び活動の現況に関する講演を行い、出席者に対してICCの最新の状況を伝達するとともに、石垣泰司大使(外務省参与、現AALCO委員)が基調講演を行い、規程検討会議の議題である侵略犯罪の新設、第124条の見直し、非国際武力紛争における毒物兵器等の使用の犯罪化(ベルギー提案)、刑の執行の強化(ノルウェー提案)、ストックテークニング(補完性、協力、被害者問題、和平と正義)の概要と論点を説明し、議論の土台を提供しました。今後ともICC規程非締約国の早期加入促進などを通じたICCの普遍性向上に貢献して参ります。

(2) 「核兵器使用の違法化」について

I C C 規程の起草過程においては、核兵器の使用を I C C の対象犯罪とするか否かについて、各国間で意見がまとまらず、最終的には将来の検討会議で議論することとされました。日本政府としては、従来から一貫して、核兵器の使用はその絶大な破壊力、殺傷力のゆえに、国際法の思想的基盤にある人道主義の精神に合致しないものと考えています。今後、我が国としては、このような立場から、I C C の主要な締約国の一つとして、関連の議論に建設的に参画していく考えです。

(3) 「A P I C 特権免除協定への加入」について

A P I C については、我が国においては I C C の事務所の設置等を前提とした特権・免除を付与する必要性がなく、我が国において長期にわたって I C C 職員等が活動することも I C C 規程締結時には想定されなかったことから、締結しない方針としてきました。I C C 規程により I C C 裁判官、検察官、次席検察官及び裁判所書記には既に特権・免除が付与されており、今後の締結の必要性については、I C C の活動の発展を踏まえた上で判断したいと考えています。

(4) 「被告人権利保護のための法整備」について

I C C 規程第 6 7 条は、I C C における公判手続について規定したものであり、我が国国内法における手当てが必要な性質のものではありませんが、被告人の権利が十分に保障されることは当然必要なことであると認識しております。

(5) 「今後検討していただきたい課題」について

(a) 「国際的に活躍できる人材を育成すること」について

I C C 規程は、I C C の趣旨にかんがみ、刑事法専門の候補者（リスト A）と国際人権・人道法専門の候補者（リスト B）の双方からバランス良く I C C 裁判官を選出するよう規定しています。先般の補欠選挙における尾崎候補の擁立は、以上の点を踏まえつつ、今次補欠選挙が国際人権・人道法専門（リスト B）の裁判官の後任を選出するものであることや、現在、I C C にはアジア出身の国際人権・人道法専門の裁判官やアジア出身女性裁判官がないこと等にもかんがみ、政府部内で関係省庁とも十分協議した結果、適任と考え決定したのとなっています。

いずれにしても、我が国としては、I C C が国際社会における重大な犯罪行為の撲滅と予防につき果たしてきている大きな役割にもかんがみ、I C C に対して人材面での貢献を積極的に行っていく考えであり、御指摘の長期的な観点からの人材育成は重要な課題であると考えています。

(b) 「条約加入の際の国内法整備・精査」について

我が国による I C C 規程の締結に当たっては、①同規程の対象犯罪（集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪）と国内法との関係についての検討、② I C C への協力を実施するための手続や I C C の運営を害する罪等の処罰等を定める新たな国内法の整備、③各国の実行等の調査が必要でした。また、I C C に加盟すれば相応の分担金の支払義務を負うところ、我が国の財政事情が極めて厳しい中、分担率についての交渉を含め、予算手当ての問題にも対処が必要でした。関係省庁で以上の作業に取り組んだ結果、2007年通常国会に同規程の締結につき承認を求め、同年4月27日に国会承認を得るに至ったものです。いずれにせよ、今後とも条約を締結するに当たっては、日本政府としては、当該条約を実施するための体制の整備を始め、必要な検討を行うことが必要と考えていますが、適時適切な形で条約の締結を行っていくことに努めたいと考えます。

5. 「提言5. 核廃絶へ主導的役割を果たすこと」について

(1) 「核の『唯一の役割』は核攻撃を抑止することに限定されるという原則を速やかに採用すること」について

核兵器保有の目的を他国による核兵器による攻撃を抑止することに限定するといういわゆる「唯一の目的」については、「核兵器のない世界」を実現するための第一歩となる具体的手段の一つとして注目しています。本年9月、我が国が主導して「核兵器のない世界」の実現に向けた志をともにする国々と地域横断的な新たなグループを立ち上げましたが、今後、「唯一の目的」を含む核兵器の役割を低減する方法についても、このグループの参加国や、米国を含む核兵器国と議論を深めていく考えです。

(2) 「核兵器の先制不使用を日米で議論し宣言するとともに、他の保有国にも先制不使用を宣言するよう働きかけること」について

核兵器の先制不使用宣言を追求していくことは、道義的に正しい方向であると考えますが、核兵器の先制不使用宣言は、すべての核兵器国が検証可能な形で同時に行わなければ有意義ではなく、これを達成するには、まだ時間を要するものと考えています。

(3) 「海外の一部には核の役割限定の反論として、『アメリカが核兵器の役割を縮小すると、日本が核武装する』というような信じがたい議論が存在しているので、日本の首相・外相が、『アメリカが核兵器の役割を縮小しても、日本は核武装しない』ということを公的に明言すること」について

そのような仮定に基づく議論については、厳密にお答えするのは困難ですが、

いずれにせよ、非核三原則を堅持することについては、これまで歴代の内閣により累次にわたり明確に表明されており、菅内閣としても、これを堅持する方針に変わりはありません。

また、法律上も原子力基本法により、我が国の原子力活動は平和目的に限定されています。さらに、我が国は、核兵器不拡散条約（NPT）上の非核兵器国として核兵器の製造や取引等を行わない義務を負っています。

（４）「２００９年１２月の上記国連決議や、６月１７日の衆議院本会議での決議で具体的に示されたように、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の推進に努めること」について

我が国は、「核兵器のない世界」の実現に向けた具体的な措置として、CTBTの早期発効やカットオフ条約の早期交渉開始・妥結を重視しており、従来より様々な機会を活用して関係国に対する働きかけ等、様々な外交努力を行っており、今後ともこれらの取組を積極的に行っていく考えです。

（５）「モデル核兵器禁止条約を検討する作業を直ちに開始すること」について及び

（６）「核兵器使用について国際刑事裁判所の対象犯罪としてローマ規程に組み込むこと」について

核兵器禁止のための国際約束を作成することについては、現時点で核兵器国を含む多くの国が受け入れておらず、直ちに交渉を開始することができる状況にはないものと認識しています。また、ICC規定に関する考え方は上記４．（２）のとおりです。

いずれにしても、政府としては、一日も早い核兵器のない平和で安全な世界の実現を目指して、現実的かつ実践的な措置を着実に積み重ねていくことが重要であると考えています。

６．「提言６．日本政府が率先して地球環境対策に取り組み、人類の危機を回避する行動の先導国家となること」について

人類の活動範囲・規模・種類の拡大に伴い、気候変動問題や生物多様性の損失等の地球環境問題の深刻化が進み、地球と人類に対する脅威となっています。特に気候変動問題は、人類の生存基盤に関わる重要な問題であり、国際社会の一致団結した取組の強化が求められています。この問題の解決には、世界全体としての温室効果ガスの排出削減を実現するために、すべての主要国による公平で実効性のある法的枠組み作りが何よりも重要です。そのためには、昨年開催されたCOP15の成果である「コペンハーゲン合意」を踏まえた、新しい

一つの包括的な法的文書の採択が不可欠です。我が国はこうした立場のもと、COP16の成功に向けて各国と協力して参ります。

また、本年10月には愛知県名古屋市にて生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催されることから、COP10開催国として、森林保全や砂漠化問題に関連する生物多様性の保全において国際的なリーダーシップを発揮して参ります。

環境教育への我が国の取組みでは、2004年度から持続可能な開発のための教育（ESD）の一環としてアジア協力対話（ACD）環境教育推進対話を実施しており、本対話を通じて環境教育についてアジア各国との情報共有を強化して参ります。

7. 「提言7. 国際連帯税を検討し実現に努めること」について

（1）航空券連帯税、（2）通貨取引開発税については、国際開発連帯税（を含む革新的資金調達に関し、我が国は本年6月1日に「開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ（LG）」議長国に就任しました。議長国として、12月中旬に東京で開催するLG第8回総会に向け、革新的資金調達に関する内外の関心を一層喚起し、その発展に貢献していく考えです。また、国内においても、外務省から「国際開発連帯税の新設」を税制改正要望として提出しており、今後政府の税制調査会等において議論を行う予定です。

以上